

保護期間の終期の起算点（「最初に販売された日」について）

- 不競法第19条第1項第5号イの「最初に販売された日」とは、逐条解説や学説では、投下資金等の回収活動が外見的に明らかになった時点とされている。
- したがって、投下資金等の回収活動が開始したと判断される行為が、「販売」以外にも合理的に考えられる場合（例えば販売と同視し得る有償貸与等）も「販売」と解釈される余地はあると考えられる。（※ただし、「販売」以外の行為は、投下資金等の回収活動が始まっていないと判断される場合、「販売」に当たらないとされる可能性もある。）

参考（下線加筆）

- 「『販売』とは、業とする目的をもって、対価を得て物を第三者に提供する行為をいう。業としての売却である以上、ただ1回の売却でも販売といえる。『最初に販売された日』とは、市場での投下資金、労力の回収活動が外見的に明らかになった時点をいい、原則として商品の有償譲渡を開始した日をいう。もっとも、必ずしも一般の取引市場を通じての販売に限るものではなく、本格的出荷の前のサンプル出荷なども含むとされている。」（経済産業省知的財産政策室編『逐条解説 不正競争防止法〔第2版〕』（商事法務、2019年）241頁）
- 「3年の期間の起算点は、最初の販売時点である。投下資本回収が始まった時点だからである。原告が当該形態の金型の見積もりをとったというだけで、いまだ商品を販売していないという場合には、最初に販売された日ということとはできない（名古屋地判平9・6・20知財管理別冊判例集（平成9年）2083頁〔ハートカップII〕）。他方で、取引先から具体的な受注があれば最初に販売された日を経過したものと認めてよい（神戸地決平6・12・8知裁集26巻3号1323頁〔ハートカップI〕）。」（田村善之『不正競争法概説〔第2版〕』（有斐閣、2003年）311頁）

（適用除外等）

第十九条 第三条から第十五条まで、第二十一条（第二項第七号に係る部分を除く。）及び第二十二条の規定は、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為については、適用しない。

（略）

五 第二条第一項第三号に掲げる不正競争 次のいずれかに掲げる行為

イ 日本国内において最初に販売された日から起算して三年を経過した商品について、その商品の形態を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為

（略）